

御堂筋沿いバナーフラッグへの広告協賛募集について

御堂筋まちづくりネットワークでは、御堂筋沿道の魅力や魅力向上への活動PRのため、御堂筋沿い道路照明灯へのバナーフラッグ掲出を企画しております。この活動へ広告協賛を頂ける方々を募集しております。ご希望される方・ご興味をお持ちの方は、お気軽に御堂筋まちづくりネットワーク事務局までご相談ください。

平成 22 年 4 月 1 日から大阪府で実施されている「道路上における屋外広告物掲出の規制緩和の社会実験」に基づくもの。

掲載可能場所

御堂筋まちづくりネットワークの活動エリア内
道路照明灯 55 本（土佐堀～博労町 3）

掲載可能期間

通年期間中、行政主催行事（大阪マラソン、大阪・光の饗宴事業等）での利用期間である 11 月～1 月末を除く期間
※行政主催行事での利用期間は、毎年、変動があります。

掲載料

1 か月以内：1 枚（両面）あたり 60,000 円
2 か月以上：1 枚（両面）1 か月あたり 50,000 円

（例：道路照明灯 20 本に各 2 枚を 2 か月間広告掲載する場合）
50,000 円 × 20 本 × 各 2 枚 × 2 か月 = 4,000,000 円
ただし、御堂ネット会員の場合は 10%引きで 3,600,000 円

- ※ 1 上記料金には、御堂筋まちづくりネットワークがバナーの制作、設置・撤去するのに係る費用と、消費税及び地方消費税を含んでおります。
- ※ 2 道路照明灯を最低 20 本以上使用することを条件とさせていただきます。
- ※ 3 御堂筋まちづくりネットワークの会員及びテナント会員は、上記料金から 10%引きの料金とさせていただきます。

デザイン

- ・景観を損なうものでないこと
（御堂筋まちづくりネットワーク・大阪府での審査があり、デザインの調整が必要となります）
- ・歩行者・運転者に対して交通上支障を生じさせる恐れのないもの
（信号機の色味と重なるものや、反射する素材のものは不可）

サイズ

W：650mm H：1,950mm
（一部に御堂筋まちづくりネットワーク作成のデザインが掲出されます）

必要な行政手続き

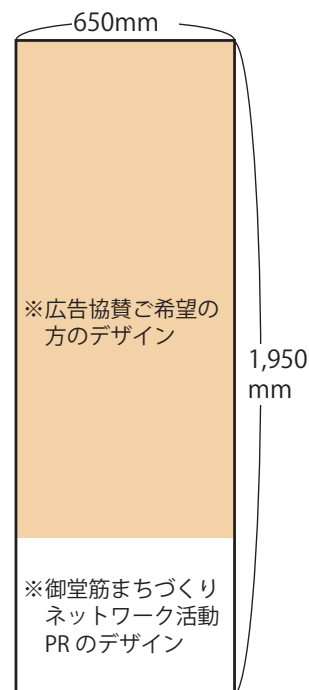
- ・大阪市担当部局への副申請書提出依頼
 - ・広告物掲出審査会（大阪市建設局）への審査依頼
 - ・東警察署への道路使用許可申請
 - ・大阪市建設局への屋外広告物許可・道路占用許可申請
 - ・（財）関西・大阪 2 1 世紀協会へのイベント旗・掲揚金具使用申込
 - ・バナー広告設置事業者との契約締結
 - ・イベント保険会社との賠償責任保険契約締結等
- ※ これらの手続きは、御堂筋まちづくりネットワークにおいて実施いたします。

補足

本取組は御堂筋まちづくりネットワークが実施する御堂筋の魅力、価値向上に資する公共的な活動で且つ、大阪市の部局がその活動に対して副申書を出したものだけに限定されています。また、本取組については、大阪市などの事業により、変更の可能性があります。



設置イメージ



<お問い合わせ先> 御堂筋まちづくりネットワーク事務局
〒541-0053
大阪市中央区本町4丁目1-13（株式会社竹中工務店内）
メール：info@midousuji.biz

